

平成 15 年 5 月 22 日

企画・評価部

JICA 環境社会配慮ガイドライン第 8 回改定委員会

(平成 15 年 5 月 22 日(木) 15:00~18:00、11A~F 会議室)

1. 第 7 回改定委員会以降の事務報告
2. ビューローによる打ち合わせの報告
3. 起草グループの報告
4. 環境社会配慮に関する JICA とコンサルタントの役割
5. 論点の協議
 1. 基本的事項
 2. ガイドラインの目的
 3. ガイドラインの適用範囲
 4. 計画アセスメント(戦略的環境アセスメント)
 5. 環境システムの適用
6. 次回の改定委員会
 - (1) 第 9 回改定委員会
6 月 2 日(月) 14:00~17:00 JICA 東京国際センター(TIC) 講堂
 - (2) 主な議論
論点の協議(. 手続き)
 1. 環境社会配慮の確認と支援
 2. 情報公開
 3. 相手国の情報公開
 4. ステークホルダーとの協議
 5. モニタリング
 6. フォローアップ
7. その他

- 参考 1. 環境影響評価コース研修員各国の EIA 現状
- 参考 2. 起草グループ資料
- 参考 3. 各主体の役割(開発調査、無償、技術協力プロジェクト)
- 参考 4. 平成 14 年度案件 ABC 分類(暫定版)
- 参考 5. 環境社会配慮に関する JICA の役割
- 参考 6. 環境社会配慮に関するコンサルタントの役割(作成中)
- 参考 7. TIC 地図

1. 第7回改定委員会以降の事務報告

(1) 提言起草グループ 第1回打ち合わせの開催

氏家、小川、松本、吉田各委員が参加し（JICA はオブザーバーとして参加）、5月15日に第1回会合が開催された。（報告は議題3.）

(2) JICA 集団研修「環境影響評価」コース研修員との意見交換

5月16日、JICA 東京国際センターにて、環境影響評価コース研修員9カ国10名との意見交換を行った。原科委員、日本工営青木智男氏、他JICAより4名が参加した。各国ともEIAの制度を有し、チュニジアを除き情報公開や住民参加が行なわれていた。社会面の影響もEIAの範囲に含まれていた。各国の環境影響評価制度についての聞き取り結果を参考資料1として取り纏めた。

2. ビューローによる打ち合わせの報告

3. 起草グループの報告

ガイドラインの理念の記載、支援と確認及び意思決定の明確化の必要性が確認された。その他本格調査ガイドラインの必要性や提言の構成案につき確認した。議事録を参考資料2として添付した。

4. 環境社会配慮に関する JICA とコンサルタントの役割

第7回改定委員会の指摘を受けて、JICA とコンサルタントの役割を明らかにするため、開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクト毎に各主体の役割に関する資料を作成した（参考資料3）。また起草グループからの指摘を受けて、JICA 事業の環境社会配慮の必要性を各委員に理解してもらうために、JBIC ガイドラインのカテゴリ A、B、C にならい、平成14年度新規案件を対象に開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトを各々暫定的にカテゴリ分類した（参考資料4）。

全案件数は開発調査55件、無償資金協力97件、技術協力プロジェクト50件の計202件であった。カテゴリAは開発調査2件と無償資金協力2件の計4件、カテゴリB 開発調査28件、無償資金協力2件の計30件、その他168件はカテゴリCであった。技術協力プロジェクトは50件すべてカテゴリCであった。

5. 論点の協議

1. 基本的事項

1. 環境社会配慮の基本方針（ひととおりの議論は第7回改訂委員会で終了）

開発途上国政府が行う環境社会配慮の努力を支援し、開発途上地域の持続可能な開発の達成に貢献する。開発途上国において JICA の協力事業が環境と地域社会に及ぼす影響を回避または低減し、受け入れることが出来ないような影響をもたらすことがないように、開発途上国政府により適切な環境社会配慮がなされる必要がある。

環境社会配慮とは、自然のみならず非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境（以下、環境と略）に配慮することを言う（JBIC ガイドラインと同様）。「配慮」とは、事業の計画と実施にあたって、情報公開と利害関係者の参加を重視し、環境と地域社会に及ぼす影響について調査・予測し、実行可能な範囲でその影響を回避または低減するような対策を講ずることを言う。

環境社会配慮を行う主体は、開発途上国政府またはその実施機関である。

JICA の協力事業において、環境社会配慮を行う主体は、開発途上国政府またはその実施機関である。JICA は、それを本ガイドラインに照らし環境社会配慮の内容を確認し、開発途上国政府またはその実施機関を支援する。

開発途上国が行う環境社会配慮の内容を確認し、JICA の意思決定に反映させるとともに我が国政府に必要な提言を行う。

採択された事業について、内容と規模、立地環境の情報と関係する環境社会配慮の項目、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、開発途上国政府またはその実施機関の環境社会配慮の内容と体制（予算、組織、人員）及び情報公開や住民参加等の措置と実行状況について、プロジェクトサイクルの各段階で確認し、事業の性質や時間と費用の限界を考慮した上で、JICA の意思決定に反映させるとともに我が国政府に必要な提言を行う。また、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮を行うよう先方に働きかける。環境社会配慮が不十分と判断する場合は、JICA の協力事業の中止を我が国政府に提言することもあり得る。

住民参加と情報公開を先方機関に要請する。

環境社会配慮のための必要条件として、JICA が作成する報告書を含めて関連する情報を適切な方法で公開すること、多様な利害関係者の参加の促進と対話の重視を先方機関に要請する。同時に、JICA は、環境社会配慮に関連する重要な情報を、適切な時期に適切な方法で先方機関の理解を取り付けた上で公開する。

開発途上国政府の環境対処能力の向上を支援する。

開発途上国政府が、環境社会配慮を行う上でその能力が不十分な場合、JICA は環境に係る組織や関係者の総合能力を高めるため、環境に関する技術の習得等を含めた人材育成を推進するとともに、制度構築及び機材整備などに対する協力を行う。

ガイドライン遵守確保のための体制を整備する。

ガイドラインの遵守を JICA 内でチェックするとともに、必要な段階で外部からのコメントを受け付け、必要な措置をとる。

2. ガイドラインの目的

- JICA の責任ある環境社会配慮の確認と支援の姿勢を示すもの。環境社会配慮の確認と支援の手続き、意思決定を行うにあたっての判断の基準、環境社会配慮の確認と支援を行うにあたって先方に求める要件を明らかにすることにより、開発途上国に対し環境社会配慮の適切な実施を促す。

3. ガイドラインの適用範囲

3.1 環境と社会の範囲（人権、ガバナンス、ジェンダーも検討項目に含める）

- JBIC ガイドラインで定められた範囲を参考に検討したい。大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項（非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS などの感染症等）越境または地球規模の環境問題が JBIC ガイドラインに含まれているが、各項目の必要性を確認する必要がある。特に、水利用、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS については、検証が必要と考えており JBIC 研究会の時の議論も紹介いただけると有り難い。実行可能で、時間や費用の限界も考慮した上で、重要な事項を範囲としたい。

- 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルに渡る影響を考慮することが望ましい（JBICガイドラインに準拠）。

3.2 スキームの取り扱い（統合した扱いとする）

- 開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクト、各々のガイドラインを作成することはせず、統一したものを作成する。各々の事業は、その事業特性と地域特性に応じて、統一したカテゴリ分類を行い、カテゴリ毎に必要な環境社会配慮への支援を行う。

3.3 紛争国・紛争地域や軍事政権下での環境社会配慮の特性

- 紛争国・紛争地域や軍事政権下の国での案件採択の判断は、我が国政府の権限であるが、環境社会配慮が必要となる案件の場合、住民参加や情報公開等の配慮の前提条件を確認することが重要である。環境と地域社会に重大な影響が予想される事業について、こうした前提条件の確保が十分になされない場合は、採択を見送るように提言することもあり得る。

4．計画アセス（戦略的環境アセスメント）

- 複数の事業等を総合した地域全体の開発計画（マスタープラン等）や事業を決定するものではないが事業の内容を拘束する計画（国の施策の策定、土地利用基本計画、公共事業5カ年計画、エネルギー供給目標等）の作成においては、早い段階からより広範な環境配慮を行うことが出来る仕組みとして計画アセスメント（戦略的環境アセスメント）の活用の可能性について十分議論したい。

5．環境管理システムの適用

- ISO（国際標準化機構）14001規格で言う「環境マネジメントシステム」は、経営層による環境方針の策定、計画、実施及び運用、点検及び是正処置、経営層による見直しのシステム（Plan, Do, Check, Action）を確立し、環境配慮の継続的改善を続けることと理解。ブラジル、中国、インド、マレーシアなどでは、ISO14001の認証取得が進んでいると承知しているが、開発途上国政府やその実施機関の動きは承知しておらず、今後ISO14001認証の動向を把握する必要があるが、実際のISOの適用についてはJICAからの働きかけとともに開発途上国自身の経営ト

- ップの判断と取り組みが第一義的に重要であると判断する。
- 開発途上国政府の環境対処能力の向上を支援することは、基本方針の述べたとおりである。事業者の自主的環境保全努力を促進し向上させることを目的に、JICA の協力事業の性質に応じて、プロジェクトサイクルの準備段階ではフォローする組織も含めた環境管理計画の作成を支援し、プロジェクトサイクルの実施・監督段階では活動にモニタリングや環境保全対策を先方が実施する上で必要な支援を行い、協力終了後には事後調査を行うことを検討したい。

6 . 次回の改訂委員会

6月2日に開催される第9回改訂委員会で協議される予定の II. 手続き部分につき、JICA 作成の資料を次頁以下に添付する。

論点の協議

・手続き

1．環境社会配慮の確認と支援

1.1 環境社会配慮の適切性を確認するための基準

環境社会配慮の内容に関し、JICA は、相手国政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認する。さらに、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準や類似事業の事例等を参照する。環境社会配慮の内容が、それらの基準や類似事業の事例等と比較し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府や事業実施主体者に対話を通じて働きかける。

1.2 手続き

本ガイドラインの対象事業の範囲は、開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトとする。

(1) プロジェクトサイクルの発掘段階

JICAは、在外事務所や本部から派遣する調査団等による資料収集、現地踏査、利害関係者へのインタビューなどにもとづき、受け入れられない影響を及ぼさないように環境や地域社会に配慮した事業を発掘する。

その後我が国外務省に対して要請された事業について、JICAは、事業概要と立地環境、相手国政府の環境アセスメント法の内容等を確認し、環境アセスメントの必要性の有無やプロジェクト実施の可否等、環境社会配慮の観点からの意見を我が国政府に具申する。

(2) プロジェクトサイクルの準備段階

JICA は、採択された事業について、事業概要と立地環境、環境社会配慮に関連する法体系の枠組み、実施体制（予算、組織、人材、経験）及び情報公開や住民参加の制度的枠組みを、相手国政府との協議、ならびに現地調査を通じて確認する。

JICA は、事業特性、地域特性に基づきスクリーニングを行い、カテゴリ分類を行う。

JICA は、カテゴリ分類に従って必要となる環境社会配慮の業務について、相手国実施主体者が担当する内容、JICA が支援する内容を先方と協議の上決定する。（環境アセスメントに関する審査・承認の手続きは相手国実施主体者が行う）

JICAは、決定した支援内容に基づき、環境アセスメントへの支援、ならびに環境社会配慮に係る人材育成等を行う。

(3) プロジェクトサイクルの実施・監督段階

JICAは、事業実施主体者が行う重要な環境影響項目についてのモニタリング結果を確認する。

JICAは、事業実施主体者が行うモニタリングや環境保全対策について、支援が必要な場合は、その内容を先方と合意した上で必要な支援を行う。

(4) プロジェクトサイクルの評価段階

(プロジェクト終了後3～6年後に想定される評価段階においては、) JICAは、自然・社会環境への影響が、準備段階で予想されたものであったか確認し、採用された影響緩和策の効果について評価する。

1.3 カテゴリ分類

カテゴリA：環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つような事業はカテゴリAに分類される。また、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等、で環境アセスメントの実施が必要となる事業はカテゴリAに分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を越えた範囲に及びうる。カテゴリAには、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近郊に立地するプロジェクトが含まれる。別紙1に、影響を及ぼしやすいセクター、特性や影響を受けやすい地域の例を示した。

カテゴリB：環境への望ましくない影響が、カテゴリAの事業に比して小さいと考えられる事業はカテゴリBに分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、非可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。

カテゴリC：環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられる事業。以下に属する事業は原則として、カテゴリCに分類される。

教育訓練（人的資源開発）

保健

栄養

制度開発

既存設備の維持管理

世銀のカテゴリ C を参照した。

スクリーニングの後でも、配慮すべき環境影響が新たに判明した場合など、必要に応じ JICA はカテゴリ分類を変更することがあり得る。

環境保全を目的とする事業（環境林の造成、生態系保全等）を A , B , C 以外にカテゴリ分類する必要性の有無。特にその必要はなく、本ガイドラインは負の影響がでる場合のみを想定する。正の影響はガイドラインの範囲外とする。

1.4 カテゴリ分類に応じた環境社会配慮の確認と支援

JICA は、スクリーニング後、以下のようにカテゴリ分類にしたがって環境社会配慮の確認と支援を行う。

カテゴリ A : プロジェクトサイクルの準備段階においては、事業実施主体者が情報公開とステークホルダーの参加を重視し、環境社会配慮の体制（予算、組織、人員）を有していることを確認する。また、環境と地域社会に及ぼす負の影響を調査・予測し、その影響を回避または低減するような対策を講ずるように先方に働きかける。事業実施主体者の環境アセスメント実施能力が不足している場合、JICA は必要なプロセスを経て環境アセスメント報告書が作成されるよう、事業実施主体者と協議の上決定した内容を支援する。

また、大規模な非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転に係る基本計画等についても作成される必要があるので、これについても事業実施主体者と協議の上決定した内容を支援する。更に、必要に応じ環境社会配慮に係る事業実施主体者の人材育成を支援する。

プロジェクトサイクルの実施・監督段階においては、先方が行うモニタリングの結果を確認するとともに、必要に応じて、モニタリングや環境保全対策を先方が実施する上での支援を行う。

プロジェクトサイクルの評価段階では、環境と地域社会への影響が環境アセスメント報告書に予測されたものであったか確認し、採用された緩和策の効果につき評価する。

カテゴリ B：事業実施主体者が行う環境社会配慮の範囲は、カテゴリ A より狭く、環境アセスメントは必ずしも必要でない。しかし事業がもたらす可能性のある負の環境影響について、この影響を回避または低減するための方策を検討することは必要であり、JICAはプロジェクトサイクルの準備段階と実施・監督段階及び評価段階において、カテゴリ A に準じて必要な項目につき環境社会配慮の確認と支援または評価を行う。

カテゴリ C：スクリーニング以降の環境社会配慮の確認と支援は省略される。

2. 情報公開

2.1 情報公開の基本的考え方

JICA は、環境社会配慮に関して利害関係者に説明する責任を全うするために、相手国の了解を取り付けた上で、環境と社会に関する重要な情報を、プロジェクトサイクルの各段階においてウェブサイト上で公開する。必要と判断した場合は、ウェブサイトで公開する以外に、事業地の近辺で報告書等を閲覧可能としたり、説明会を開催する等を通じて、利害関係者へ情報の提供を行う。

2.2 時期と内容

環境社会配慮に関して負の影響を持つ可能性がある事業については、原則として以下の時期及び内容で、関連する情報をウェブサイト上で日本語と英語で公開する。

(1) 開発調査

全事業について、採択決定後ならびに S/W 締結後、速やかに事業の名称、国名、事業と地域の概要、カテゴリ分類とその根拠を公開する。

カテゴリ A と B に分類された事業については、プロジェクトサイクルの準備段階が終了した段階で、環境社会配慮に関連する情報を速やかに公開する。

(2) 無償資金協力

全事業について、採択決定後、速やかに事業の名称、国名、事業と地域の概要、カテゴリ分類とその根拠を公開する。

カテゴリ A と B に分類された事業については、プロジェクトサイクルの準

備段階が終了した段階で、環境社会配慮に関連する情報を速やかに公開する。基本設計調査に先立って予備調査が行われた場合は、同調査終了後速やかに、環境社会配慮に関連する情報を公開する。

(3) 技術協力プロジェクト

全事業について、採択決定後ならびに R/D 締結後、速やかに事業の名称、国名、事業と地域の概要、カテゴリ分類とその根拠を公開する。

カテゴリ A と B に分類された事業については、プロジェクトサイクルの実施・監督段階の中間時点と終了時点において（中間評価段階と終了時評価段階）モニタリングと環境保全対策の実施状況を公開する。

プロジェクトサイクルの評価段階において、環境と地域社会への影響がプロジェクトサイクルの準備段階で予測されたものであったか確認し、採用された緩和策の効果について公開する。

3. 相手国の情報公開

3.1 情報公開の基本的考え方

JICA は、先方実施機関に対し、相手国の情報公開の制度にしたがって環境と社会に関する情報を公開するよう要請する。

3.2 時期と内容

JICA は、先方実施機関に対し、相手国の情報公開の制度にしたがって、適切な時期に適切な内容を公開するよう要請する。環境アセスメント報告書の公開にあたっては、原則として地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されるよう要請する。

4. ステークホルダーとの協議

4.1 対象となるステークホルダーの範囲（利害関係の有無）

事業対象地に居住する住民（不法居住者を含む）、意見を有する国際及び国内の NGO や学術機関、関連する政府機関（中央・地方行政機関）

4.2 協議を実施する時期

カテゴリ A については、プロジェクトの準備期間、実施機関を通じて必要に応じてステークホルダーとの協議が行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時と環境アセスメント報告書の素案作成直後の 2 回行うことを

JICA の協力の要件とし、JICA は必要に応じて技術的な支援を行う。カテゴリ B についても、ステークホルダーとの協議が望ましいが、必須ではない。

4.3 情報公開との関係

JICA は、協議の実施に関し、ステークホルダーに対して事前に十分な情報が公開されていること、協議記録等が作成されていることを確認する。

5 . モニタリング（技術協力プロジェクト）

事業実施主体者が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、JICA は、カテゴリ A 及びカテゴリ B の事業については、プロジェクトサイクルの実施・監督の期間、重要な環境影響項目につきモニタリングの結果を事業実施主体者を通じて確認する。また、必要に応じて、JICA が自ら調査を実施することもある。

第三者等から、環境社会配慮が不十分である等の具体的な指摘があった場合には、JICA はその指摘を事業実施主体者に伝達するとともに、適切な対応を働きかける。事業実施主体者が対応する際は、公開のプロセスで指摘事項の事実確認と結果、対応策の検討、事業計画への反映がなされたことを確認する。

事業実施主体者がモニタリングを行う上でその能力が不十分な場合、JICA は技術の習得等の人材育成を含めて、モニタリングに関連する活動を支援する。

6 . フォローアップ（協力終了後の追加的な支援）

開発調査の場合、プロジェクトサイクルの準備段階の終了以降は評価段階まで資金協力機関が担当する。また、無償資金協力の場合は、実施促進を JICA が担当し、審査段階から評価段階までを外務省が担当する。

両方の事業ともプロジェクトサイクルの準備段階以降は、別の機関が担当するため、JICA の協力が終了した事業に対し独自の判断でフォローアップを行うことは困難と判断する。

なお、技術協力プロジェクトについては、プロジェクトサイクルの形成から評価段階まで一貫して JICA が担当することから、終了時評価の結果追加的な支援を行う必要があると判断される場合は、機材のスペアパーツの供与や修理、技術指導のフォローアップを行う。

一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示

1. 影響を及ぼしやすいセクター

以下に示すセクターのうち大規模なもの。

- (1) 農業開発（大規模な開墾、灌漑を伴うもの）
- (2) 林業、植林
- (3) 道路
- (4) 鉄道
- (5) 港湾
- (6) 空港
- (7) 河川
- (8) 工業開発
- (9) 鉱業開発
- (10) 火力発電（地熱含む）
- (11) 水力発電、ダム、貯水池
- (12) 送変電・配電（大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採を伴うもの）
- (13) 廃棄物処理・処分
- (14) 下水・廃水処理（影響を及ぼしやすい構成要素を含むかもしくは影響を受けやすい地域に立地するもの）
- (15) 観光開発（ホテル建設等のあるもの）

2. 影響を及ぼしやすい特性

- (1) 大規模非自発的住民移転
- (2) 大規模地下水揚水
- (3) 大規模な埋め立て、土地造成、開墾
- (4) 大規模な森林伐採

3. 影響を受けやすい地域

以下の地域またはその周辺

(1) 国立公園、国指定の保護対象地域（国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等）

(2) 国または地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域

< 自然環境 >

- ・ 原生林、熱帯の自然林
- ・ 生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等）
- ・ 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地
- ・ 大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域
- ・ 砂漠化傾向の著しい地域

< 社会環境 >

- ・ 考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域
- ・ 少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域

プロジェクトサイクルと JICA プロジェクトの関係

プロジェクトサイクル	開発調査	無償資金協力	技術協力プロジェクト
発掘(形成) (Identification) プロジェクトを発掘	外務省が担当 (JICA のプロジェクト発掘形成機能を通じて外務省のプロジェクト選定を支援する)	外務省が担当 (JICA は外務省を支援)	外務省が担当 (JICA のプロジェクト発掘形成機能を通じて外務省のプロジェクト選定を支援する)
準備(Preparation) 経済・技術・制度・財政面の調査、環境影響調査	JICA が担当	JICA が担当	JICA が担当
審査(Appraisal) プロジェクトを経済・技術・制度・財政・環境面で評価	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICA が担当
交渉 (Negotiations) 援助受け入れ国による最終検討、期間や条件の合意	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICA が担当
承認(Approval) プロジェクト承認、合意文書への署名	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICA が担当
実施・監督 (Implementation and Supervision) 貸付開始、プロジェクトの実施、援助機関による監督	資金協力機関が担当	外務省が担当 (JICA は実施促進を担当)	JICA が担当
評価(Ex-Post Evaluation) プロジェクトの完了と評価	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICA が担当

各国の環境影響評価制度の概要 (1 / 2)

	ブルガリア	チェコ	ポーランド	チュニジア	バングラデシュ
根拠法令	2002年に「The Requirements of the EU Directives on EIA」を全面的に「The Environmental Protection ACT (EPA)」に取り入れた。	「Environmental Impact Assessment and amending some related Acts (The EIA Act)」(2001)をもとにEIAを実施。EUの基準を全面的に取り入れている。	「Environmental Protection Law」(2001)をもとにEIAが実施されている。EUの基準を取り入れている。	「Law 362 - 91 of 13/3/91」をもとにEIAが実施されている。	「Environment Conservation ACT (ECA)」(1995)及び「Environment Conservation Rule (ECR)」(1997)をもとにEIAが実施されている。現在EIA法は、草案の段階である。
実績	1999年に449件、2002年に250件のEIAが処理された。2002年9月に新たな環境アセスシステムを導入した後の具体的な実績はない。(実施中)	1992-2001年の10年間に中央レベルで743件、地方レベルで1,534件のEIAが処理された。新ルール適用後は、2002年に中央レベルで62件、地方レベルで423件である。	2000 - 2001年の2年間で7,692件が処理された。	2002年に1,064件のEIAが行われ、330件が承認され、19件が拒否された。残りは現在審議中。	情報なし
時間・費用	4 - 6ヶ月。審査費用はAnnex1事業で800米ドル、Annex2事業で50米ドル。	事業によるが、平均すると7 - 8ヶ月	事業によって異なる。高速道路のような大規模事業で1年、小規模なもので6ヶ月程度である。EIS (Environmental Impact Statement) 作成費は全事業費の3 - 5%程度	Annex1に分類される事業(大規模事業)で3ヶ月、Annex2に分類される事業(小規模事業)で20日以内。	3ヶ月。
対象事業	環境に重大な影響を及ぼすと思われるAnnex1にあげられる事業はEIAが必要となる。Annex2にあげられる事業はEIAが必要かどうか議論される。	環境に重大な影響を及ぼすと思われるAnnex1にあげられる事業はEIAが必要となる。Annex2にあげられる事業はEIAが必要かどうか議論される。	環境に重大な影響を及ぼすと思われるAnnex1にあげられる事業はEIAが必要となる。Annex2にあげられる事業はEIAが必要かどうか議論される。	汚染物質の排出、あるいは環境に悪影響を与える施設の設置に際し、Annex1に指定された事業ではEIAが必須となり、Annex2ではEIAの必要性が審査される。	全ての事業がGreen, Orange-A, Orange-B, Redに分類され、Redカテゴリに分類された事業はフルスケールEIAが必要となる。68の事業がRed-Categoryとして規定されている。
情報公開・住民参加	マスメディア、Webサイト等を通じて情報が公開される。事業実施承認後、住民が異議申し立てを行った場合は、裁判にかけられる。	EIAのあらゆる段階で住民の関与を担保している。情報公開は、インターネット、新聞、ラジオ等を通じて行われる。	「Environmental Protection Law」(2001)の中で、EIA手続きの中に住民参加を含まなければならないとしている。	制度的になし。政府機関の専門的な知見からの調査で十分との認識。	明確な基準はないが、大規模プロジェクトでは住民参加が行われる。ただし、公開される文書が英語のため、一般住民が閲覧できない。異議申し立ての仕組みとして「Environmental Court」が存在する。
社会配慮について(非自発的移転含む)	EISの1項目で、環境だけでなく社会影響についても記述するようになっている。非自発的移転については別の法律で規定している。	専門家は事業実施による住民への影響を分析し、報告書に記載する必要がある。	EISの中に社会経済的の局面、考古学的価値のあるもの、地域コミュニティへの配慮を含んでいる。非自発的移転については別の法律で規定している。	EISの中で、社会経済的の局面を説明する項目がある。	EIA報告書の中に社会影響評価の項目を含んでいる。非自発的移転については別の法律で補償等について規定している。
ISO14001について	いくつかの民間企業で導入している。いくつかの政府機関ではEMASを導入している。	民間セクターで279の企業が取得。	民間セクターではかなり導入しているが、政府機関ではそれほど多くない。	多くの民間企業で導入。政府機関では導入していない。	民間セクターでのISO14001導入を政府は奨励している。
SEAについて	法律内に規定。	2001年のThe EIA Actの1文で記載あり。SEAに関する詳細な法律を現在準備中。	2001年の「Environmental Protection Law」に規定された。新たな概念のため具体的な事例はない。	制度的になし。	制度的になし。
その他		EUの基準の導入によりEIA手続きが複雑になったと感じている。			

各国の環境影響評価制度の概要（2 / 2）

	インドネシア	フィリピン	タイ	ベトナム
根拠法令	「Law No 23 of 1997 on Environmental Management」, 「Government Regulation No.27 of 1999 Environmental Impact Assessment」等をもとに EIA が実施されている。	「Presidential Decree No.1586 Philippines Environmental Impact Statement (EIS) System」(1978) 及び「DENR Administrative Order No.37 of 1996 Procedural Manual of the EIS System」をもとに EIA が実施されている。	「The Enhancement and Conservation of National Environmental Quality Act (NEQA Act 1992)」を及び科学技術環境省のいくつかの Notification をもとに EIA が実施されている。	「Environmental Law (1993)」をもとに「Decree No.175/CP」等で EIA について規定している。
実績	情報なし	平均すると年間 500 件程度。そのうち 70%は砂礫事業。	1992 年から 2002 年までに政府機関から 4,399 件の EIA 報告書が提出されている。2002 年は 557 件の報告書が提出されている。	情報なし
時間・費用	事業の規模によって異なるが、1~2年。複雑なものだと2年以上かかる場合もある。	4 - 12 ヶ月。費用は 10 万円程度。	工業団地事業で 8 ヶ月程度。2 年以上かかる場合もある。	事業の種類と規模により、4 ヶ月~ 1 年の時間がかかる。費用は 10,000 ~ 15,000 米ドル程度。
対象事業	「Ministerial Decree for Environment No17 of 2001」に EIA が必要となる事業の type, Scale, 及びその理由が規定されている。	環境上重要な事業(重工業、資源採取産業、社会基盤)と環境上重要な地域において重要な事業で EIA が必要となる。	22 のカテゴリで EIA が必要となる。	Class 1 に分類された 14 種類の事業で EIA が必要となる。
情報公開・住民公開	EIA 手続きの中で事業の告知、パブリック・コンサルテーション、審査段階で、情報公開と住民がコメントを行えるシステムになっている。	省令 No37 に住民参加の記述がある。住民協議、公聴会の開催、現地の言語を使用した情報公開について規定されている。	制度的になし。しかし実際は公聴会等の住民参加は行われている。特に工業団地建設には住民の反対が多い。	制度的になし。過去に世銀のプロジェクトで行われた例あり。
社会配慮について(非自発的移転含む)	EIA における社会配慮ガイドラインが存在する。スコーピング段階で、社会的な局面も考慮される。	住民が影響を受ける場合は、EIA システムの中で不平を言える。文化、伝統、信仰等は尊重されるものであり、女性の参加等も奨励される。	人間への影響、生活の質、公衆衛生等の社会経済的的局面について配慮している。	EIS の中で Indigenous People 等の社会経済的的局面をのべる項目がある。
ISO14001 について	詳細な情報はないが、民間セクターではかなりの企業が取得している。	政府機関での導入はない。民間セクターでは 1999 年に 23 企業、現在は 50 企業以上が ISO14001 を所得していると予想される。	民間・政府機関ともに関心が高い。民間では 500 以上の企業が取得。	多くの民間企業が取得している。
SEA について	現在 SEA 用のガイドラインを準備している。			
その他	EIA 手続きの地方分権化が進んでいる。			

JICA環境社会配慮ガイドライン改定委員会
提言起草グループ第1回打ち合わせ議事録
(5月15日午後3時30分～6時、JICA10C会議室)

平成15年5月16日

JICA 環境・女性課

1.出席者(敬称略、下線は起草グループ)

環境省：小川、吉口、藤井

拓殖大学：吉田

メコンウォッチ：松本

ECFA：氏家、高梨

JICA環境・女性課：鈴木、上條、工藤、小島

2.打ち合わせの目的

- (1) JICA環境社会配慮ガイドライン改定委員会提言の作成を念頭に、今後改定委員会で議論すべきことやJICAで整理すべき事項等について議論する。
- (2) 提言の構成案について議論する。

3.打ち合わせの概要

(1) ガイドラインの目的と方向性

環境社会配慮にあたる価値観・倫理観も含め、ガイドラインの拠って立つ理念、実現しようとするものを示すべきではないか。特に、改定委員会の議論には、主体である開発途上国の意見が反映されていないことから、開発途上国と共有できる目的と方向性を記載すべき。目的及び方向性が明確であれば、その後のガイドラインの論理展開が行いやすく、外部者に対しても説明がしやすい。書く位置としては、基本方針、目的、前言などが考えられる。

(2) 「支援」「確認」「意思決定」の内容

環境社会配慮の手続を議論するにあたっては、各スキームにおいて、JICA及び業務委託を受けたコンサルタントがどのような「支援」「確認」「意思決定」を行っているか明確にすべき。特に「支援」については、あいまいな部分が多いことから、明確化する必要がある。「支援」の内容によっては、JICAの業務や組織のあり方についても議論する必要が生じる。

対処(案)

各スキームにおいてJICAでの意思決定及び書類の動きをJICAが説明する。

氏家委員が、JICA業務を行う場合のコンサルタントの環境社会配慮面に関する業務内容を、支援の度合いによって数件説明する。

(3) スキームの扱い

各スキーム（開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクト）の環境社会配慮のあり方について議論するにあたって、実際各レベルの環境社会配慮が必要な案件がどのくらいあるのか把握する必要がある。環境社会配慮を行う必要性が高いスキーム（開発調査と想定される）を中心に環境社会配慮のあり方を議論し、それ以外のスキームについては、右を適応して追加的に必要な議論をしていけば効率的。

対処（案）

JICAは、暫定的なカテゴリー分類（A、B、C等）をした各スキームのリストを作成し、次回改定委員会で説明する。

(4) 環境社会配慮ガイドラインの体系

今回作成するガイドラインを含め全体のガイドラインの体系がどうなるかを念頭におく必要がある。本ガイドラインの改定にあたっては、本格調査用のガイドラインやスキーム別ガイドライン作成の必要性についても議論が必要ではないか。本格調査用ガイドラインは、透明性及び相手政府への説明のためにも作成すべきであるが、詳細なチェックリストや技術的な留意点を記載したものは不要。むしろJICA職員が使用することを前提に作成すべき等の意見あり。

(5) 提言の構成

構成案は、「論点案」をもとに整理していく。ガイドラインの目的を明確化し、JICAの措置と相手国の措置を明確に分ける必要がある。また、JICAが行う支援、JICAが負うべき責任、及びJICA以外の主体が行う意思決定等をどの部分でどう書くかについて検討が必要。

平成15年5月15日

小川

ドラフティング作業の前提となる報告書(提言)の構成について「JICA環境社会配慮ガイドライン(仮称)の論点案」をもとに作成。今後の検討会の議論を踏まえて修正を行い、いずれかの時点で委員会に示して議論する必要がある。

「提言」の内容

- ・ 開発途上国、関係機関、JICA によって達成されるべき、「JICA の協力業務の対象事業(の全サイクル)」における環境社会配慮のあるべき姿を示す。
- ・ JICA が協力業務において 環境社会配慮に関し達成すべき目標、 環境社会配慮に関し行うべき「支援」の内容、 環境社会配慮に関し追うべき「責任」を整理する。
- ・ JICA の実施する環境社会配慮ガイドラインの構成、記載すべき内容を具体的に提示する。
- ・ JICA の業務範囲外であっても、開発調査、無償資金協力及び技術協力に関して適切な環境社会配慮を確保する上で関係機関が行うべき内容について指摘する。

「提言」の構成

A. はじめに

(B . JICA 環境社会配慮ガイドラインのあり方)

(・ 基本的考え方)

(・ 重要事項(計画アセスメント、環境管理システム)) C . JICA 環境社会ガイドラインの

構成と内容

・ 基本的事項

1 . 環境社会配慮の基本方針(環境社会配慮の定義含む)

2 . ガイドラインの目的

3 . ガイドラインの適用範囲

3.1 環境と社会の範囲(人権、ガバナンス、ジェンダーも検討項目に含める)

3.2 スキームの取り扱い(統合した扱いとする)

3.3 紛争国・紛争地域や軍事政権下での環境社会配慮の特性

4 . 計画アセスメント(戦略的環境アセスメント)

5．環境管理システムの適用

．手続き

0．JICAの協力業務の対象事業に環境社会配慮上求められる重要な事項等

- ・ 相手側に求める内容を明確にする。
- ・ 必要な支援を検討する基準となる。

1．JICAによる環境社会配慮の確認と支援

1.1 基準

参照する途上国政府の環境アセス等に関連する基準

1.2 手続き

スクリーニング、カテゴリ分類、カテゴリ分類毎の支援の範囲と内容、スコーピング、EIA支援報告書の内容、事業評価との関連（事前評価、中間評価、終了時評価、事後評価）等につき検討する。

1.2.1 案件検討

1.2.2 事前調査

1.2.3 本格調査、基本設計調査

1.2.4 事業実施（技術協力を対象）

2．～6．については相手国が行う（相手国に求める）措置とJICAの措置が混在している。ここでは、JICAが行う措置を書く。相手国については0．にまとめる。

2．情報公開

2.1 情報公開の基本的考え方

2.2 時期と内容

相手国政府の了解、情報伝達手段の限られる地域や住民に理解可能な方法での説明の仕方、現地言語の扱い、EIA支援報告書の素案を公共の場において閲覧可能な状態とする方法、等につき検討する。

3．相手国の情報公開

3.1 情報公開の基本的考え方

3.2 時期と内容

4．公開協議

4.1 対象となるステークホルダーの範囲（利害関係の有無）

4.2 時期

例えば、EIA支援を行う場合は、スコーピング段階とEIA支援報告書の素案作成直後に公

開協議を行うこと、等につき検討する。

5. モニタリング（技術協力プロジェクト）

5.1 期間（プロジェクト開始から終了時まで）

5.2 仕組み（JICA内組織、外部から指摘がある場合の対応）

6. フォローアップ

開発調査や無償資金協力で調査終了後（JICA業務の終了後）の先方政府の環境社会配慮実施状況の確認等

・実施体制とその他の事項

1. JICAの実施体制

ガイドラインの遵守状況の監督、案件の審査、モニタリング、評価

2. 作業監理委員会

3. 意思決定への反映

4. ガイドラインの遵守

5. その他

5.1 ガイドラインの名称

5.2 技術的基準の整備

要検討点

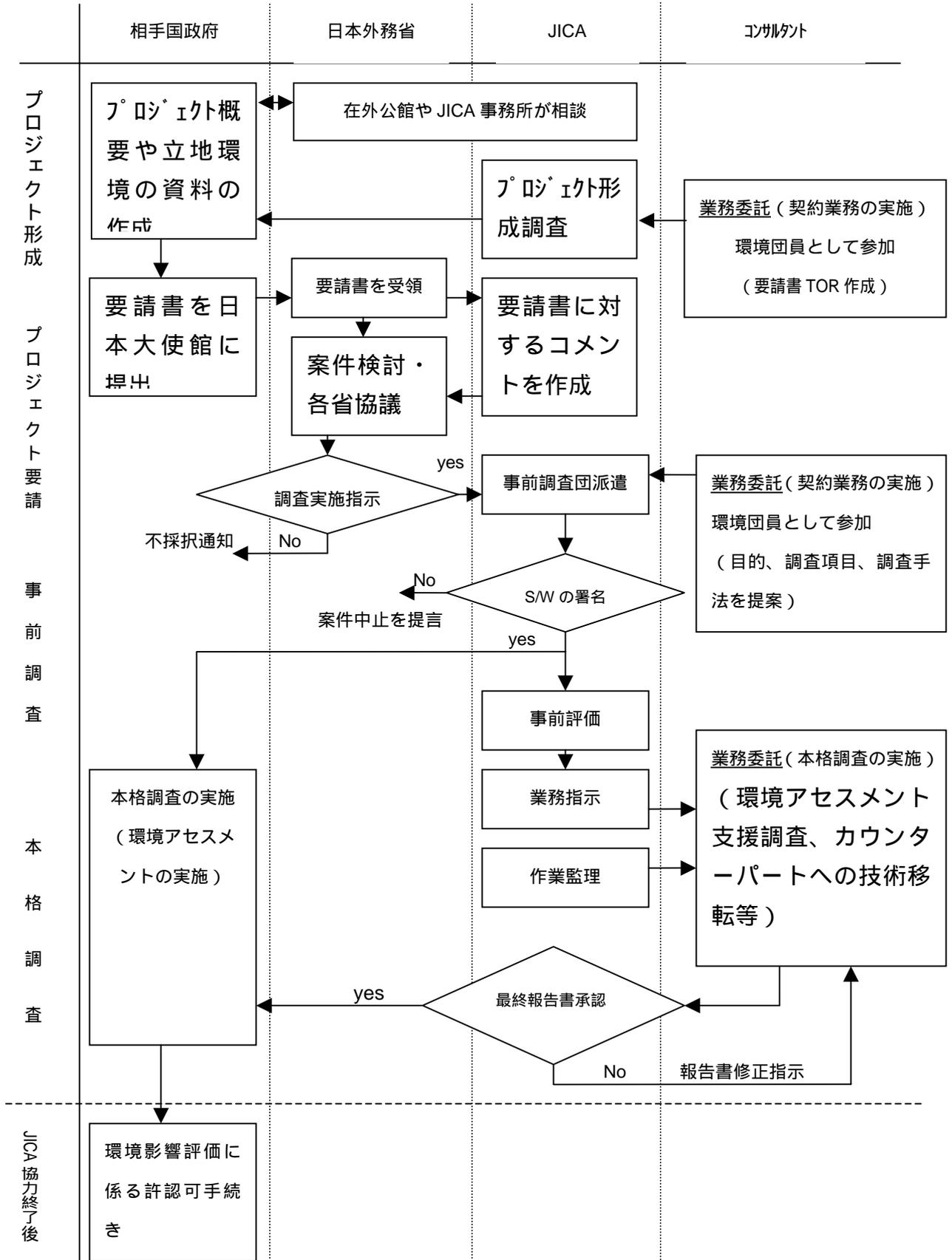
- * JICA 以外の主体が行う意思決定等を「提言」にどのように位置づけ記述するのか、今後の議論を踏まえ整理する必要。
 - ・ JICA の作業プロセスに関係するものをそれぞれ書く。(1.2.1~4)
 - ・ 独立の章立てで書く。

- * JICA の行う「支援」の内容と、負うべき「責任」の考え方について検討会としての見解を述べるべきではないか。
 - ・ 個別にとけ込ませる。
 - ・ 見解としてまとめて書く。(B章)

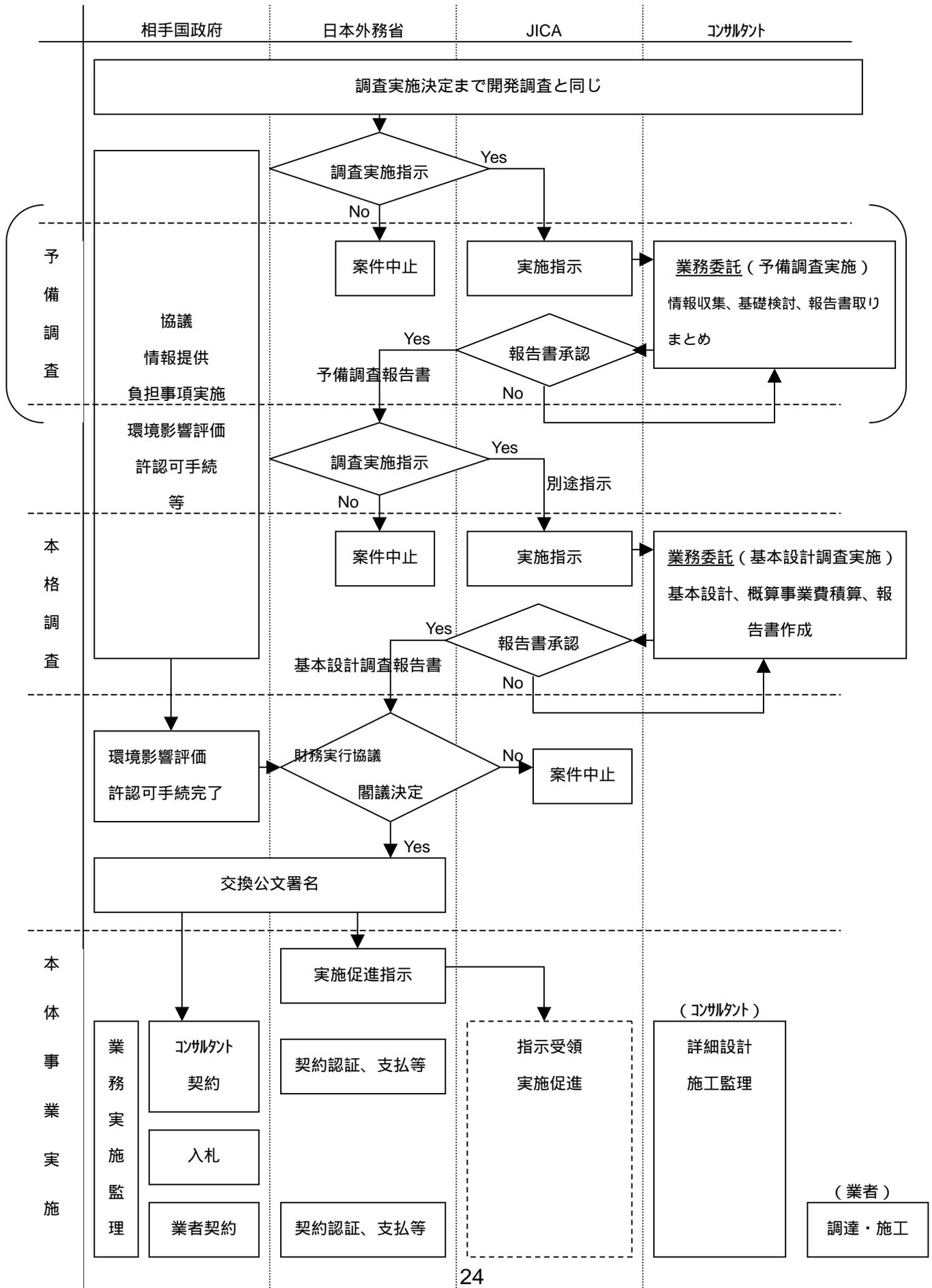
- * B章の形で委員会としての基本的な考え方、計画アセスメントなど重要事項についての説明を設けるか、またはガイドラインの形でC章の中に入れるか。

以上

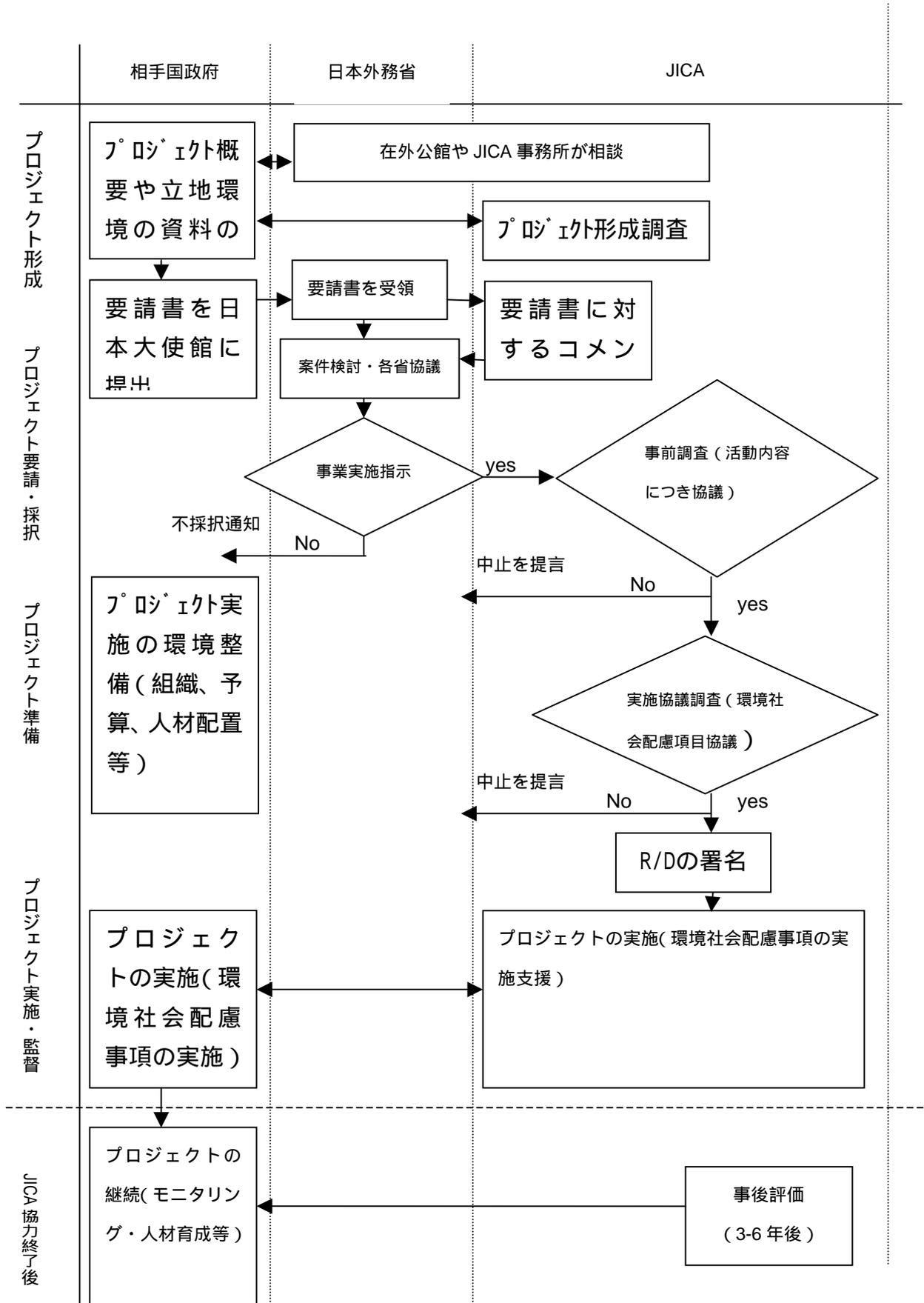
各主体の役割（開発調査の場合）



各主体の役割（無償資金協力）



各主体の役割（技術協力プロジェクトの場合）



平成 14 年度 新規案件一覧 開発調査

参考 4

環境・女性課

改定委員会用資料として暫定的に作成

	国名	案件名	カテゴリー
1	フィリピン	メトロマニラ中心地域排水機能向上計画	A
2	フィリピン	CALA(カラバルソン?ラグナ)東西道路事業化促進調査	A
3	アフガニスタン	カンダハール緊急復興支援調査	B
4	アフガニスタン	カンダハール近郊農業緊急復旧支援調査	B
5	イラン	アンザリ湿原生態系保全総合管理計画調査	B
6	インド	ガンジス河汚染対策流域管理計画	B
7	ウガンダ	東部ウガンダ持続型灌漑開発計画	B
8	ウズベキスタン	タシケント市水道システム改善計画調査	B
9	ウズベキスタン	タシケント火力発電所近代化事業詳細設計調査*	B
10	エルサルバドル	経済開発調査	B
11	カザフスタン	カスピ海地域マンギスタウ州地域発展に関するマスタープラン	B
12	カンボジア	プレクトノット川流域農業総合開発計画調査	B
13	カンボジア	プノンペン市廃棄物管理計画調査	B
14	ギニア	ソンフォニア低地治水灌漑計画	B
15	キューバ	キューバ中央地域における米生産に係る持続的開発	B
16	中国	雲南省小江流域総合土砂災害対策及び自然環境修復計画調査	B
17	ネパール	カトマンズ盆地都市環境対策計画調査	B
18	パナマ	パナマ全国港湾総合整備開発計画調査	B
19	フィリピン	パッシング・マリキナ川橋梁改善計画調査	B
20	フィリピン	全国港湾網戦略的開発マスタープラン調査	B
21	フィリピン	地方中核都市開発道路網計画調査	B
22	フィリピン	パラワン州電力開発マスタープラン*	B
23	ベトナム	ピーク対応型電源最適化計画調査*	B
24	ボスニア・ヘルツェゴビナ	国土基盤データ作成計画	B
25	マレーシア	廃棄物埋立処分場の安全閉鎖及び改善に係わる調査	B
26	メキシコ	ユカタン半島東部沿岸地域衛生環境管理計画調査	B
27	モロッコ	東部アトラス地域伝統灌漑施設(カッターラ)改修計画調査	B
28	ラオス	ヴィエンチャン市上水道拡張整備計画調査	B
29	リトアニア	港湾開発計画調査	B
30	レバノン	観光開発計画	B
31	インド	アンドラプラデシュ州配電改善計画調査*	C
32	インドネシア	内航海運及び海事産業振興マスタープラン	C
33	インドネシア	地方水資源開発・管理システム強化計画調査	C
34	インドネシア	航空セクター長期政策調査	C
35	エチオピア	オロミア州地域灌漑開発人材育成計画	C
36	カンボジア	公開初市場整備計画調査	C
37	カンボジア	電力技術基準及びガイドライン整備計画調査*	C
38	キルギス	市場志向型農業産業構造改革計画	C
39	ケニア	ナイロビ市GISデータ基盤整備計画調査	C
40	スリランカ	初・中等理数科分野教育マスタープラン	C
41	セネガル	漁業資源評価開発調査	C
42	タンザニア	地方教育行政強化計画調査(フェーズ2)	C
43	中国	西部地域中核モデル都市発展戦略策定調査	C
44	中国	中小企業金融制度調査*	C
45	チュニジア	環境汚染モニタリングシステム構築計画	C
46	バングラデシュ	ダッカ首都圏地域地図情報整備計画	C
47	バングラデシュ	洪水予警報システム計画調査	C
48	フィリピン	APEC地域WTOキャパシティビルディング*	C
49	フィリピン	電力構造改革のためのエネルギー省キャパシティビルディング*	C
50	フィリピン	中小企業開発計画策定支援プログラム*	C
51	マラウイ	全国地方教育支援計画策定調査	C
52	モーリタニア	鉱物開発戦略策定計画調査*	C
53	モンゴル	ゾド対策に向けた地方牧畜業体制改善支援計画	C
54	スリランカ	北・東部州緊急復興支援調査	未
55	ブラジル	ペセン工業港湾長期計画調査	未

注) 14年度別途指示済案件(*印の鉱工業分野はS/W締結済案件), 別途指示取り下げ案件は除く。

A - 2件、B - 28件、C - 23件、未定 - 2件

平成 14 年度 新規案件一覧 技術協力プロジェクト

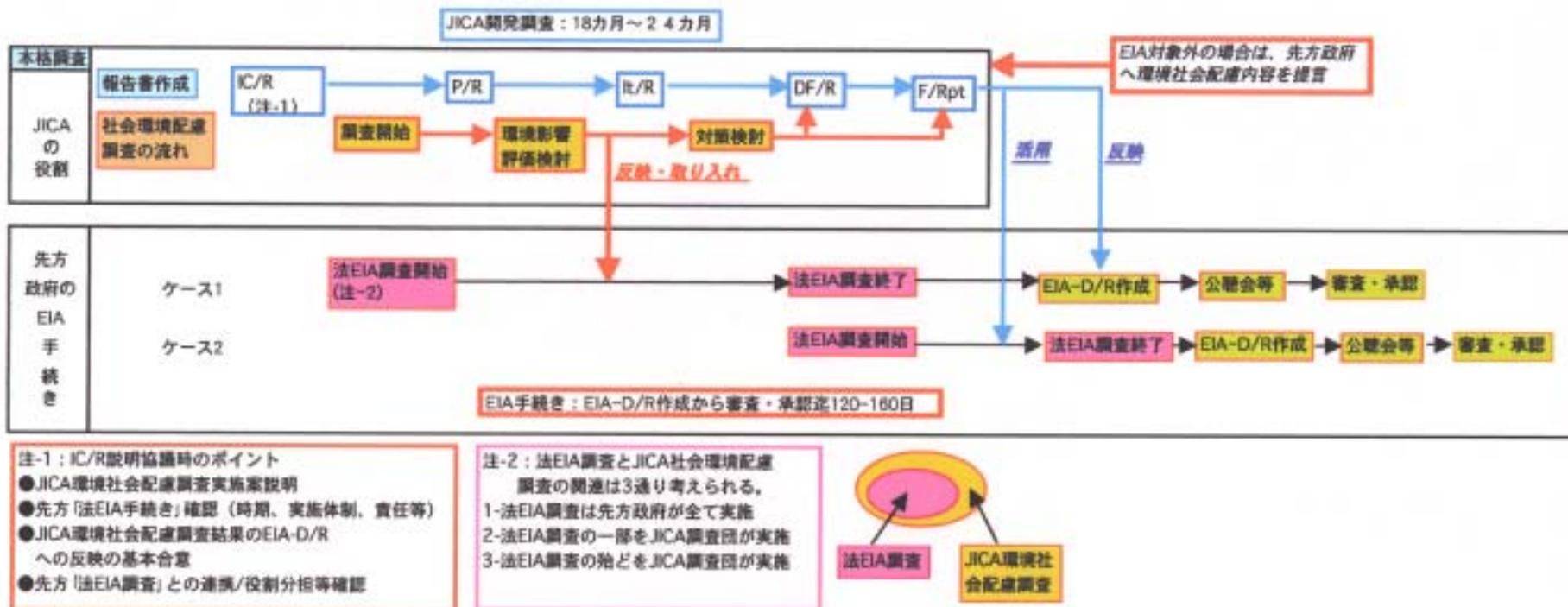
環境・女性課

改定委員会用資料として暫定的に作成

	国名	案件名	カテゴリー
1	タイ	国家計量標準機関	C
2	インドネシア	地方貿易研修・振興センター	C
3	エジプト	貿易研修センター	C
4	スリランカ	情報技術分野人材育成計画	C
5	パキスタン	金型技術向上	C
6	中国	鉄鋼業環境保護技術向上	C
7	タイ	エネルギー管理者訓練センター	C
8	チリ	鉱害防止指導体制強化	C
9	ボリビア	鉱山環境研究センター	C
10	イラン	省エネルギー計画	C
11	トルコ	地質リモートセンシング	C
12	インドネシア	郷土樹種造林	C
13	インド	ケララ州森林環境保全計画	C
14	ブラジル	セラード生態コリドー保全計画	C
15	ヴェトナム	北部荒廃流域天然林回復計画	C
16	エチオピア	オロミア州ベレテゲラ参加型森林管理計画	C
17	アルゼンティン	イグアス地域自然環境保全	C
18	チュニジア	沿岸資源管理計画	C
19	アルゼンティン	ペヘレイ増養殖研究開発計画	C
20	バングラデシュ	農村開発技術センター機能強化計画	C
21	コートジボワール	灌漑稲作営農改善計画（フェーズ2）	C
22	ベトナム	食品工業研究強化計画	C
23	インド	養蚕普及強化計画	C
24	パラグアイ	酪農を通じた中小規模農家経営改善計画	C
25	ザンビア	孤立地域参加型村落開発計画	C
26	インドネシア	結核対策	C
27	フィリピン	結核対策向上	C
28	カンボディア	医療人材養成プロジェクト	C
29	ラオス	子どものための保健サービス強化	C
30	ミャンマー	マラリア・結核・HIV/AIDS対策	C
31	パキスタン	結核対策	C
32	ブラジル	東北ブラジル健康なまちづくりプロジェクト	C
33	ザンビア	ルサカ市プライマリヘルスケア2	C
34	アフガニスタン	結核対策プロジェクト	C
35	インドネシア	インドネシア地方環境管理システム強化	C
36	インドネシア	地方行政人材育成	C
37	インドネシア	市民警察活動促進	C
38	フィリピン	フィリピン海上保安人材育成	C
39	フィリピン	フィリピン・初中等理科教員研修強化計画	C
40	タイ	アセアン工学系高等教育ネットワーク	C
41	タイ	薬物対策地域協力	C
42	タイ	アジア太平洋障害者センター	C
43	フィジー	南太平洋大学遠隔教育・情報通信技術強化	C
44	バルバドス、カリブ諸国	カリブ災害管理	C
45	エクアドル	エクアドル職業訓練改善	C
46	イラン	職業訓練視聴覚教材向上計画	C
47	シリア	水資源情報センター整備計画	C
48	エチオピア	アレムガナ道路建設機械訓練センター	C
49	セネガル	安全な水とコミュニティ活動支援計画	C
50	ルーマニア	ルーマニア地震災害軽減計画	C

14年度新規案件数：50、 カテゴリーA 0件、 B 0件、 C 50件

JICA F/S調査における役割：先方政府の法に基づくEIA手続きとの関連を中心として



東京国際センター

住所

〒151-0066

東京都渋谷区西原 2-49-5

電話:03-3485-7051

FAX:03-3485-7904

アクセス

- ・京王線 幡ヶ谷駅下車(南口出口)徒歩 8 分
- ・地下鉄千代田線 代々木上原下車(北口出口)徒歩 12 分

